

口腔外科専門医制度
資格 新規 申請の手引き

申請受付期間：2026年4月1日～4月30日（施設Mywebより申請）

研修施設・准研修施設

目 次

専門医制度規則・委員会規則・施行細則改正の要点等	3
D. 研修施設の申請	7
E. 准研修施設の申請	11
専門医制度施行細則別表	15

専門医制度規則・委員会規則・施行細則改正の要点

2026年申請の主な改正点

1. 専門医資格新規申請要件の研修期間の変更

日本歯科専門医機構が実施する歯科専門医認定の際、同機構の定める歯科専門医制度基本整備指針を踏まえた専門医制度とすることが求められており、専門医資格新規申請要件の研修期間を見直した。

①歯科医師または医師免許登録後、5年以上継続して本学会会員であること

②研修施設又は准研修施設において、原則連続5年間、週3日以上の上勤務であること

※規則改正にともなう経過措置

・2029年の申請までは改正前の規定（6年以上継続して本学会会員、通算6年以上の研修期間）によることができる。

2. 研修施設、准研修施設資格新規申請要件として「年次実績報告書」の提出を追加

3. 専門医資格更新の要件の変更

連続して3回以上の更新を経た専門医ならびに指導医は、申請前5年間における診療実績の証明を更新要件から免除し提出を求めないこととした。

4. 専門医制度各種資格更新の延期の取扱いの変更

歯科専門医制度基本整備指針を踏まえ、産休・病気・留学などの理由により更新の延期を希望する場合は証明書類を添えて申請することとした。承認が得られた場合、原則1年間の延期が認められ、次の更新までの期間は4年となる。

5. 専門医資格、研修施設および准研修施設資格の認定証は日本歯科専門医機構が交付する。

6. 専門医資格認定・更新の要件として共通研修項目の取得要件の改訂（日本歯科専門医機構歯科専門医「共通研修」要項の改訂による）

日本歯科専門医機構認定共通研修の研修項目の「①医療倫理」、「②患者・医療者関係の構築」、「⑤医療関連法規・医療経済」の各1単位（合計3単位）は、同機構主催の共通研修の受講が2027年度から必修となり2028年度申請より当該要件を満たしていること。

2024年申請の主な改正点

1. 研修施設、准研修施設の新規認定申請はWEB申請のみに変更

研修施設、准研修施設としての新規認定申請は施設 MyWeb 上から申請手続きを行い、併せて原本の提出を求めていたが、施設 MyWeb 上での申請のみとした。

2. 資格更新申請時の認定証の提出の取り止め

専門医制度各資格の更新の際、WEB 申請を導入し、また、認定証の有効期限が満了することから、認定証原本の提出を求めないこととした。

3. 准研修施設資格更新の要件として「口腔外科疾患調査」及び「口腔がん登録」を追加

2023年申請の主な改正点

1. 専門医資格認定・更新の要件としての日本歯科専門医機構認定共通研修を義務化

日本歯科専門医機構が実施する歯科専門医認定の際、同機構の認定する共通研修を受講し必要な単位を取得することが必須とされたことから、専門医資格認定・更新の要件として共通研修の必要単位取得を義務化。

2. 専門医資格更新要件の追加と終身指導医資格の見直し

日本歯科専門医機構が実施する歯科専門医認定の際、同機構の定める歯科専門医制度基本整備指針を踏まえた専門医制度とすることが求められており、専門医資格更新の要件として同指針に定める診療実績及び地域貢献を必要単位とするとともに、終身指導医を廃止し一定の条件を満たした場合の指導医更新の必要単位を見直した。

3. 若手口腔外科医交流会を資格申請・更新のための研修単位基準として追加。

4. 指導医資格申請にあたり、口腔外科専門医資格認定後3年以上、研修施設または准研修施設において指導医の指導のもとに口腔外科に関する診療に従事していることが必要。（専門医制度規則2019年10月24日改正により2023年4月1日から適用）

2020年申請の主な改正点

1. 認定医の更新のための単位は、別表2「資格更新のための研修会単位基準」の（1）又は（2）に定める単位であることを明確化。
2. 別表3「指定する関連学会」として「国際歯科医療安全学会」を追加。

2019年申請の主な改正点

1. 各種申請書の正本を電磁的に記録し、新規申請書の正本を申請者に返却する。
2. 研修施設資格更新要件に「口腔がん登録」を追加する。
3. 別表2「資格更新のための研修会単位基準」の「（3）論文」で、「原著論文」を「原著・総説論文」とする。同じく別表2の「本学会又は関連学会が主催する教育研修会などへの参加」に「日本口腔顎顔面外傷学会 教育研修会」を追加する。

2017年申請の主な改正点

1. 口腔外科認定医資格にかかる研修期間の取扱いの変更

（改正の趣旨）女性歯科医師の活躍の場を広げるために、非常勤の勤務期間（週3日未満）を通算して研修期間に算入することができるようにするとともに、研修期間に臨床研修期間を算入することができるようにするものである。

- 1) 研修期間に、非常勤（週3日未満）として勤務した期間の「勤務日数」を通算し、12日をもって1か月と算定する。（12日未満は切り捨て。）ただし、これによる研修期間の算入は12か月を上限とする。
 - 2) 研修期間は初期臨床研修（歯科医師は1年、医師は2年）を含めて3年とする。
2. 口腔外科専門医資格にかかる研修期間は、初期臨床研修（歯科医師は1年、医師は2年）を含めて6年とする。
 3. 口腔外科指導医資格にかかる研修期間、初期臨床研修（歯科医師は1年、医師は2年）を含めて12年とする。
 4. 口腔外科専門医資格の申請にかかる口腔外科手術症例報告の分野別必要数の規定化など

（改正の趣旨）現在、当該口腔外科手術については、手術難易度区分表の分野A～Dの各分野から合計100例、そのうち40例以上はレベルⅡ以上の手術を要すると定めているが、口腔外科専門医としての診療技能を担保するため、A-2～D-3の各分野については、症例が特定の分野に偏ることのないように分野別の必要症例数を明記する。

また、本手引きにおいて、手術（詳細）症例報告は「A～Dの各分野から1症例以上を含む代表的な20

症例（レベルⅡ以上の手術）」を要件としているが、この手術（詳細）症例報告に分野の偏りがみられるため、これを是正するものである。

手術症例報告において、術式の理解のため「申請者自らが手書きした図」を記載することを要請していたが、昨今の電子カルテ導入等の経緯を踏まえ、「手書きした図」をコピーもしくはスキャンしたものを書式枠内に貼付することを容認する。

5. 口腔外科指導医資格の申請にかかる診療実績報告書における記載症例数の一部制限

本手引きにおいて、当該口腔外科手術については、手術難易度区分表（別表5）のうち、レベルⅡ以上の執刀手術60症例以上を口腔外科手術一覧表に記載を要すると定めている。しかし、口腔外科指導医としての診療技能を担保するため、A-1分野のレベルⅡについては、口腔外科手術一覧表に記載する症例数の上限を「10例」と明記する。

6. 認定取消となった施設が再認定申請をする時は、取消となった事由を満たさなければならない。（規則第32条・追加）

7. 手術難易度区分表（別表5）A-2「補綴前外科手術／顎堤形成術／骨移植術」、D-2「再建外科手術」、D-3「口唇裂・口蓋裂関連手術」の改正

A-2、D-2、D-3の各分野において「自家骨採取術」と「自家骨移植術」の表記に混同があること、D-2顎裂部骨移植術の骨採取部位として腸骨以外からの採取もあること、などから改正するものである。

8. 規則改正にともなう経過措置（認定医申請）

(1) 初期臨床研修1年の期間については、本学会入会前であっても、研修期間に算入することができるものとする。

(2) (1)の経過措置は、2019年の申請までとする。

(3) 初期臨床研修1年は、本学会認定研修施設・准研修施設での研修でなくても可とする。

2016年申請の主な改正点

1. 改正の趣旨ならびに留意点

国際口腔顎顔面外科専門医資格の取得を評価するため、指導医申請資格ならびに専門医・指導医資格更新において条文を追加するものである。

2. 主な改正点

＊「専門医制度施行細則」における改正点

(1) 指導医資格申請要件：国際口腔顎顔面外科専門医資格を有する指導医申請者は、日本口腔外科学会雑誌又は前記英文雑誌に筆頭著者論文1編が掲載されたものとみなす。

(2) 専門医又は指導医の資格更新要件：国際口腔顎顔面外科専門医資格を有する者は、学会参加等の100単位のうち30単位を認定する。ただし、直近の更新時1回に限る。

2015年申請の主な改正点

1. 別表5手術難易度区分表の改正

分野C-1及びC-2のレベルⅠに「顎骨骨体固定用プレート除去術（簡単）」を追加し、C-1及びC-2のレベルⅡの「顎骨骨体固定用プレート除去術」を「顎骨骨体固定用プレート除去術（困難）」とする。

2014年申請の主な改正点

1. 改正の趣旨ならびに留意点

現行専門医制度の実施後5年を経過し種々の改善すべき事項が散見されてきたこと、新たに実施された専修医の初回更新手続きが2013年度内に行われること等を踏まえ、専門医制度規則、専門医制度委員会規則、専門医制度施行細則を見直すものである。

なお、2013年度4月以降の申請に際し、下記の改正に基づく「研修・診療実績等の申請要件」については、改正前諸規則の申請要件を満たしていれば可とし、資格審査等において疑義が生じた場合は、改正前規則の読み換えや準用等に対応することを申し合わせる。ただし、この申合せの適用期間は5年間とする。

2. 主な改正点

* 「専門医制度規則」ならびに「専門医制度委員会規則」における改正点

- (1) 「専修医」を「認定医」とする。
- (2) 「関連研修施設」を「准研修施設」とする。
- (3) 広告可能な専門医資格名称（2003年11月届出受理）に対応して、初出の「専門医」を「口腔外科専門医」と表記し、認定医、指導医の名称も「口腔外科認定医」、「口腔外科指導医」と表記する。
- (4) 「専門医制度委員会」、「認定医・専門医資格認定審査会」及び「研修施設資格認定審査会」の位置づけならびに所掌業務内容を現状に則して分かり易く表記する。
- (5) これまで専門医制度委員会の所掌であった「資格更新審査と認定」の業務を、認定医については専門医審査会、研修施設及び准研修施設については研修施設審査会の業務とする。

* 「専門医制度施行細則」における改正点

- (1) 「認定医」、「准研修施設」への変更。
- (2) 手術難易度区分表（別表5）における「基本手術・中難度手術・高難度手術」の3区分を「レベルⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4区分とし、記載手術名、難易度及び分野区分等を大幅に見直す。
- (3) 上記に伴い、認定医の診療実績における執刀手術（第14条第3号）について分かり易く表記する。
- (4) (2)に伴い、専門医の診療実績における執刀手術及び入院症例（第20条第1、2号）について見直す。
- (5) 専門医の診療実績における口腔外科症例の管理・診断（第20条第3号）について、分かり易く表記する。
- (6) 指導医の論文業績に関する第28条第3号の「原著論文」を「論文」とする。
- (7) 准研修施設の申請資格（第35条第2項）に「常勤指導医」（終身指導医を想定）を追加する。
- (8) 終身指導医資格を申請する条項（第43条第4号）を分かり易く表記する。
- (9) 研修施設の指導医の欠員・交代時における届出条項を第8章第4節へ移動する。
- (10) 研修施設の資格更新要件に『研修施設として本学会「口腔外科疾患調査票」が毎年適切に提出されていること。』（第44条第3号）を追加する。

D. 研修施設の申請について

公益社団法人日本口腔外科学会「専門医制度規則及び施行細則」に基づき、以下の要領に従って申請してください。

なお、申請は、本学会ホームページの「施設MyWeb」を通じて申請手続きを行ってください。申請書の郵送は必要ありませんが、病院等の概要（パンフレット等）を作成している場合には、当該概要を学会事務局へお送りください。施設Mywebについては会員専用ページ「MyWeb」のメニューにある「施設Mywebトップ」の「施設を新規申請される方」に手順がございますので、ご確認および登録をお願いします。

（注）研修施設とは、規則第21条に基づき、「口腔外科疾患全般を診療対象とし、十分な指導体制の下に口腔外科全般の研修が可能な施設（診療科・センター・部門等）」を示しますので、当該診療科等の代表者（主任者・診療科長等）が申請等の手続きを行うことになります。

従って、歯科系大学病院や歯学部附属病院等において、複数の診療科・センター・部門（以下「診療科等」という。）が独立して口腔外科診療を担当し、研修施設としての要件を満たしている場合は、同一医療施設内において複数の研修施設が認定されることもありますのでご留意ください。

認定審査料の納付にあたり、事前に適格請求書（インボイス制度対応）が必要な場合には、学会事務局へご連絡ください。

1. 研修施設の認定申請に必要な書類

研修施設の申請にあたっては規則第23条及び細則第33条、第34条に示す次の関係書類に、認定審査料30,000円（内税）納付済を示す資料を添えて、施設MyWebを通じて申請してください。

- | | |
|---|------------|
| (1) 研修施設認定申請書 | (様式 D-1) |
| (2) 申請施設内容説明書 | (様式 D-2) |
| (3) 指導医の勤務証明書 | (様式 D-3) |
| (4) 最近1年間の診療実績調書 | |
| 1) 全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術 | (様式 D-4-1) |
| 2) 口腔外科疾患入院症例 | (様式 D-4-2) |
| (5) 最近3年間の全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術症例報告書 | (様式 D-5) |
| (6) 実地調査協力内諾書 | (様式 D-6) |
| (7) <u>病院等の「概要」（パンフレットなど）</u> | 3部 |
| (8) 審査料 振込の控え（写） | |

2. 書類作成について（年月日はすべて西暦で記入してください）

(1) 研修施設認定申請書（様式D-1）

申請者欄には、正式な医療施設の名称・診療科等の名称及び診療科等の代表者（主任者・診療科長等）の氏名が表示されます。連絡先には、資格審査に係る問い合わせや実地調査等に対応する責任者を明記してください。提出された申請書についての問い合わせは、申請書に記載の電子メールアドレスあてへ送信しますのでご留意願います。

(2) 申請施設内容説明書（様式D-2）

細則第33条に基づき、研修施設の内容に関する必要事項を申告してください。証明者欄には申請する診療科等が所属する医療施設名ならびに施設の長（病院長など）の職名・氏名を記載し、押印してください。「診療科等の名称」は当該医療施設で用いられる正式な名称を記載してください。

- 1) 「口腔外科使用可能病床数」については、申請する診療科等に特定の病床が配分されていない場

合は「定床無し」と記載してください。

- 2) 「歯科医師・医師数」については、申請時の現状に則した人員を記載してください。
- 3) 「外来新患者数」については、申請前の1年間（例えば、2025年4月申請の場合は、2024年1月～12月）において「申請する診療科等を受診した初診患者数（再来新患を含んでも良い）」を記載してください。医療施設全体の患者数は認められませんのでご注意ください。
- 4) 「図書」の書籍数は、申請する診療科等もしくは医療施設に保管されている口腔外科に関する書籍の概数を記載してください。ただし、100冊を超える場合は、例えば「約300冊以上」のように記載して構いません。また、口腔外科に関する定期刊行物数は総数ではなく、刊行物の数を記入してください。例えば、3つの学会雑誌を定期購読している場合は「3」となります。
- 5) 「研修教育」の欄には、申請する診療科等もしくは医療施設において定期的に開催される「カンファランス（症例検討会）」や「抄読会・集談会」、「キャンサーボード」、「医療セミナー」、など、口腔外科もしくは医療全般の研修・教育に資する行事の名称と開催回数を記載してください。
- 6) 「歯科診療チェアユニット」の欄には、申請する診療科等に設置され、専有もしくは共有するユニット台数を記載してください。

画像診断撮影機器は、申請する診療科等もしくは医療施設に設置されているパノラマX線写真撮影装置やデンタルX線写真撮影装置、CT、MRI、PET撮影装置の台数を記載してください。「その他、特殊な診療設備」の欄には、申請する診療科等が専有する特殊な診療設備があればその名称と台数を記載してください。

- (3) **指導医の勤務証明書（様式D-3）**は、申請する研修施設（診療科等）に常勤している指導医についての当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）の証明書です。

- a) 常勤指導医の氏名・職名・当該施設に勤務した期間・指導医認定番号などを記載してください。
- b) 上記の期間中、常勤指導医の職名に異動があった場合は、職名欄内に（「2020年9月まで講師、10月より准教授」のように）併記してください。

なお、指導医が新たに赴任した場合は、1年間の診療実績が生ずるまで研修施設の申請はできません。常勤歯科医師又は医師が新たに指導医資格を取得した場合も同様に、資格取得後1年間の診療実績が得られた後に申請してください。

- (4) **最近1年間の診療実績調書（様式D-4-1、D-4-2）**

研修施設の必須要件は、口腔外科の研修に十分な臨床症例を有することです。したがって、研修施設を審査するうえで最も重視します。診療実績による可否の目安は、全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術50例以上（このうち静脈内鎮静法は20例まで）、口腔外科疾患入院症例80例以上の診療実績を有することです。なお、有病者等の普通抜歯は対象症例とはなりませんのでご注意ください。

また、申請施設が口腔外科疾患全般を対象としていない場合は、規則第21条第2項の規定に従って審査しますので、実状通りに診療実績を記載して下さい。

- a) 最近1年間の診療実績を手術難易度区分表（別表5）のA-1～D-3の順に記入してください。
- b) 「診療期間」の欄は、申請前年の1月～12月です。
- c) 全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術の手術名及び分野記号は、別表5を参考にして、保険病名ではなく診断に基づいた手術名を記載してください。なお、症例数を記入する際、同時に複数の疾病の手術を行った症例は、主な手術を1例として扱うものとします。
- d) 入院症例数は、入院日数にかかわらず入院1名を1例として扱うものとします。また、デイスター

ジェリー等による短期入院については、入院症例数に算定して構いません。

e) 申請する研修施設（診療科）の指導医は、各調書の末尾に自署・押印してください。

(5) 最近3年間の全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術症例報告書（様式D-5）の記載は、様式D-4-1の記入方法を参照してください。

(6) 実地調査協力内諾書（様式D-6）

申請書類審査により資格有りと判定された申請施設に対し、実地調査を行いますので、あらかじめ施設長による「実地調査協力内諾書」を提出してください。実地調査の実施要領は次のとおりです。

1) 研修施設実地調査員は、研修施設審査会委員1名及び研修施設審査会委員長が指名する近隣の代議員（指導医資格を有する者）1名とします。

2) 研修施設実地調査員が申請研修施設に関連している場合、その実地調査には関与しないものとします。

(7) 病院等の「概要」（パンフレットなど）3部

パンフレットがない場合は、ホームページのコピーでもかまいません。

3. 実地調査の準備及び留意点

(1) 調査当日は、原則として申請者（診療科主任者）がお立会ください。もし、正当な理由により申請者が立ち会えない場合は、申請書の内容を説明できる方を代理人としてもかまいませんが、実地調査日より前に必ず不在の理由と代理人の氏名・職責等を学会事務局までご連絡ください。

(2) 実地調査では、申請書の記載内容について確認します。申請する診療科もしくは医療施設の事情にかかわらず、実地調査員が効率良く確認作業ができるように関係資料を整理し、特に、下記の事項については十分説明ができるように内容確認と準備をしておいてください。

申請書の内容と実地調査の結果に不整合があった場合は、不合格になることがありますのでご注意ください。

・指導医・専門医、歯科医師・医師、スタッフについて

人数と勤務態様を確認できるもの、例えば勤務表等。

・診療実績について

申請書の作成に際し診療実績の元となった新患台帳・手術実施記録・入院簿又はこれに類するもの。電子カルテの場合はプリントアウトで確認ののち、画面上で何件か確認をしますので、事前に担当部署と打ち合わせておいてください。なお、台帳が他科と一緒に綴じられている場合は、あらかじめ口腔外科の症例のみ別にしておいてください。

・研修教育について

カンファレンスや抄読会などの記録

・申請する診療科等が使用可能な診療設備について

診療に差支えない範囲で確認します。

・医療安全について

医療安全委員会等への参加記録を用意してください。また、医療安全マニュアルの保管状況等を確認します。

4. 連絡先：資格審査に関する連絡は、申請書に記載の電子メールアドレスへ、諸通知は申請責任者の学会雑誌送付先へ送付しますので、変更があった場合は、会員専用ページ「MyWeb」で変更してください。

5. 認定審査料30,000円（内税）は、施設名及び診療科名で下記口座へお振込みください。その際、できましたら施設名の後ろに「研修施設審査料」と入力してください。また、お振込み後、ATMの場合は「振込明細書」

のコピーを、インターネットバンキングの場合は「振込画面のハードコピー」を申請書に添付してください。

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0171269 公益社団法人日本口腔外科学会専門医

インターネットバンキングでの振込先口座名義「コウシャ) ニホンコウクウゲカガツカイセンモンイ」

※郵便局での振込の場合は、「郵便振替払込取扱票（青色）」に所要事項を記載し、下記口座にお振込みください。なお、通信欄には「研修施設審査料」と記載してください。お振込み後右端の「郵便振替払込請求書兼受領書」のコピーを添付してください

郵便振替 00190-9-171269 加入者名 公益社団法人日本口腔外科学会専門医

◇ お問い合わせは電子メール（institution@jsoms.or.jp）でお願いします。

◇ 申請書のうち、病院等の「概要」（パンフレットなど）のみ郵送してください（作成していない場合は送付の必要はありません）。

〒108-0014東京都港区芝5-27-1 三田SSビル 3F

(公社)日本口腔外科学会 研修施設資格認定審査会

◇ 申請受付期間：2026年4月1日～4月30日

◇ 審査から認定までの日程は、2026年4月上旬に学会HPの「専門医制度について」に掲載します。
認定日は2026年10月1日になります。

以 上

E. 准研修施設の申請について

公益社団法人日本口腔外科学会「専門医制度規則及び施行細則」に基づき、以下の要領に従って申請してください。

なお、申請は、本学会ホームページの「施設MyWeb」を通じて申請手続きを行ってください。申請書の郵送は必要ありませんが、病院等の概要（パンフレット等）を作成している場合には、当該概要を学会事務局へお送りください。施設Mywebについては会員専用ページ「MyWeb」のメニューにある「施設Mywebトップ」の「施設を新規申請される方」に手順がございますので、ご確認および登録をお願いします。

（注）准研修施設とは、規則第22条に基づき、「口腔外科疾患を診療対象とし、指導医又は専門医の下に研修施設に準ずる口腔外科研修が可能な施設（診療科・センター・部門など）」を示しますので、当該診療科の代表者（主任者・診療科長等）が申請等の手続きを行うことになります。

従って、歯科系大学病院や歯学部附属病院等において、複数の診療科・センター・部門（以下「診療科等」という。）が独立して口腔外科診療を担当し、准研修施設としての要件を満たしている場合は、同一医療施設内において複数の研修施設もしくは准研修施設が認定されることもありますのでご注意ください。

認定審査料の納付にあたり、事前に適格請求書（インボイス制度対応）が必要な場合には、学会事務局へご連絡ください。

1. 准研修施設の認定申請に必要な書類

准研修施設の申請にあたっては規則第25条及び細則第35条に示す次の関係書類に、認定審査料20,000円（内税）納付済を示す資料を添えて、施設MyWebを通じて申請してください。

- | | |
|---|------------|
| (1) 准研修施設認定申請書 | (様式 E-1) |
| (2) 申請施設内容説明書 | (様式 E-2) |
| (3) 専門医又は指導医勤務証明書（常勤） | (様式 E-3-1) |
| 定期的に診療に従事する指導医勤務証明書 | (様式 E-3-2) |
| (4) 関連施設証明書 | (様式 E-4) |
| (5) 最近1年間の診療実績調書 | |
| 1) 全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術 | (様式 E-5-1) |
| 2) 口腔外科疾患入院症例 | (様式 E-5-2) |
| (6) 最近3年間の全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術症例報告書 | (様式 E-6) |
| (7) 実地調査協力内諾書 | (様式 E-7) |
| (8) <u>病院等の「概要」（パンフレットなど）</u> | 3部 |
| (9) 審査料 振込の控え（写） | |

2. 書類作成について（年月日はすべて西暦で記入してください）

(1) 准研修施設認定申請書（様式E-1）

申請者欄は、医療施設の名称・診療科等の名称及び診療科等の代表者（主任者・診療科長等）が表示されます。連絡先には、資格審査に係る問い合わせや実地調査等に対応する責任者を明記してください。提出された申請書についての問い合わせは、申請書に記載の電子メールアドレスあてへ送信しますのでご留意願います。

(2) 申請施設内容説明書（様式E-2）

細則第35条に基づき、研修施設の内容に関する必要事項を申告してください。証明者欄には申請する診療科等が所属する医療施設名ならびに施設の長（病院長など）の職名・氏名を記載し、押印して

ください。「診療科等の名称」は当該医療施設で用いられる正式な名称を記載してください。

なお、准研修施設であっても「有床の医療機関」であることが条件となっていますのでご注意ください(細則第35条第2項)。

- 1) 「口腔外科使用可能病床数」については、申請する診療科等に特定の病床が配分されていない場合は「定床無し」と記載してください。
- 2) 「歯科医師・医師数」については、申請時の現状に則した人員を記載してください。
- 3) 「外来新患者数」については、申請前の1年間(例えば、2025年4月申請の場合は、2024年1月～12月)において「申請する診療科等を受診した初診患者数(再来新患を含んでも良い)」を記載してください。医療施設全体の患者数は認められませんのでご注意ください。
- 4) 「図書」の書籍数は、申請する診療科等もしくは医療施設に保管されている口腔外科に関する書籍の概数を記載してください。ただし、100冊を超える場合は、例えば「約300冊以上」のように記載して構いません。また、口腔外科に関する定期刊行物数は総数ではなく、刊行物の数を記入してください。例えば、3つの学会雑誌を定期購読している場合は「3」となります。
- 5) 「研修教育」の欄には、申請する診療科等もしくは医療施設において定期的に開催される「カンファランス(症例検討会)」や「抄読会・集談会」、「キャンサーボード」、「医療セミナー」、など、口腔外科もしくは医療全般の研修・教育に資する行事の名称と開催回数を記載してください。
- 5) 「歯科診療チェアユニット」の欄には、申請する診療科等に設置され、専有もしくは共有するユニット台数を記載してください。

画像診断撮影機器は、申請する診療科等もしくは医療施設に設置されているパノラマX線写真撮影装置やデンタルX線写真撮影装置、CT、MRI、PET撮影装置の台数を記載してください。

「その他、特殊な診療設備」の欄には、申請する診療科等が専有する特殊な診療設備があればその名称と台数を記載してください。

(3) 専門医又は指導医の勤務証明書(様式E-3-1)

1. 申請する診療科等に常勤している専門医又は指導医についての当該医療施設の長(学長、学部長もしくは病院長等)の証明書です。
 - a) 常勤の専門医又は指導医の氏名・職名・当該施設に勤務した期間・専門医又は指導医認定番号などを記載してください。
 - b) 上記の期間中、常勤の専門医又は指導医の職名に異動があった場合は、職名欄内に(「2020年9月まで副部長、10月より部長」のように)併記してください。
2. 専門医や指導医が不在で、本学会認定指導医が定期的(月1回以上)に口腔外科疾患の診療や指導に従事している場合は、当該医療施設の長(学長、学部長もしくは病院長等)による指導医の勤務証明書(様式E-3-2)を提出してください。
 - a) 指導医の氏名・職名・当該施設に勤務した期間・勤務態様・指導医認定番号などを記載してください。

なお、指導医が新たに赴任した場合は、1年間の診療実績が生ずるまで准研修施設の申請はできません。常勤歯科医師・医師が新たに専門医又は指導医資格を取得した場合や定期的に診療に従事する指導医が勤務を開始した場合も同様に、資格取得・勤務開始後1年間の診療実績が得られた後に申請してください。

(4) 関連施設証明書(様式E-4)

上記(3)2.に該当する指導医は、申請施設・診療科等が指導医の所属する研修施設と連携して口腔外科研修を実施する施設であることの証明書を提出してください。

(5) 最近1年間の診療実績調書(様式E-5-1、E-5-2)

准研修施設の必須要件は、口腔外科の研修に必要な臨床症例を有することです。したがって、准研修施設を審査するうえで最も重視します。診療実績による可否の目安は、申請前の1年間において、全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術20例以上(このうち静脈内鎮静法は10例まで)、口腔外科疾患入院症例30例以上の診療実績を有することです。なお、有病者等の普通抜歯は対象症例とはなりませんのでご注意ください。

記入方法は以下の通りですので、実状通りに診療実績等を記載してください。

- a) 最近1年間の診療実績を「手術難易度区分表」(別表5)のA~Dの順に記入してください。
- b) 上記(3)2.に該当する施設の場合は、指導医が最近1年間の診療実績を確認してください。
- c) 「診療期間」の欄は、申請前年の1月~12月です。
- d) 全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術の手術名及び分野記号は、別表5を参考にし、保険病名ではなく診断に基づいた手術名を記載してください。なお、症例数を記入する際、同時に複数の疾病の手術を行った症例は、主な手術を1例として扱うものとします。
- e) 入院症例数は、入院日数にかかわらず入院1名を1例として扱うものとします。また、デイサービス等による短期入院については、入院症例数に算定して構いません。
- f) 各調書(E-5-1、E-5-2)下段の記載欄には、左の欄は申請施設(診療科等)の主任者(代表者)が、右の欄は常勤専門医又は指導医もしくは定期的に診療に従事する指導医が各々自署・押印してください。左右の欄の記載者が同一人であっても必ず各々に自署・押印してください。

(6) 最近3年間の全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術症例報告書(様式E-6)の記載は、様式E-5-1の記入方法を参照してください。

(7) 実地調査協力内諾書(様式E-7)

申請書類審査により資格有りと判定された申請施設に対し、実地調査を行いますので、あらかじめ施設長による「実地調査協力内諾書」を提出してください。実地調査の実施要領は次のとおりです。

- 1) 准研修施設実地調査員は、研修施設審査会委員1名及び研修施設審査会委員長が指名する近隣の代議員(指導医資格を有する者)1名とします。
- 2) 准研修施設実地調査員が申請施設に関連している場合、その実地調査には関与しないものとします。

(8) 病院等の「概要」(パンフレットなど)3部

パンフレットがない場合は、ホームページのコピーでもかまいません。

3. 実地調査の準備及び留意点

- (1) 調査当日は、原則として申請者(診療科主任者)がお立会いください。もし、正当な理由により申請者が立ち会えない場合は、申請書の内容を説明できる方を代理人としてもかまいませんが、実地調査日より前に必ず不在の理由と代理人の氏名・職責等を学会事務局までご連絡ください。
- (2) 実地調査では、申請書の記載内容について確認します。申請する診療科もしくは医療施設の事情にかかわらず、実地調査員が効率良く確認作業ができるように関係資料を整理し、特に、下記の事項については十分説明ができるように内容確認と準備をしておいてください。

申請書の内容と実地調査の結果に不整合があった場合は、不合格になることがありますのでご注意ください。

- ・指導医・専門医、歯科医師・医師、スタッフについて
人数と勤務態様を確認できるもの、例えば勤務表（非常勤も含む）等。
- ・診療実績について
申請書の作成に際し診療実績の元となった新患台帳・手術実施記録・入院簿又はこれに類するもの。電子カルテの場合はプリントアウトで確認ののち、画面上で何件か確認をしますので、事前に担当部署と打ち合わせておいてください。なお、台帳が他科と一緒に綴じられている場合は、あらかじめ口腔外科の症例のみ別にしておいてください。
- ・研修教育について
カンファレンスや抄読会などの記録
- ・申請する診療科等が使用可能な診療設備について
診療に差支えない範囲で確認します。
- ・医療安全について
医療安全委員会等への参加記録を用意してください。また、医療安全マニュアルの保管状況等を確認します。

4. **連絡先：准研修施設の資格審査**に関する連絡は、申請書に記載の電子メールアドレスへ、諸通知は申請責任者の学会雑誌送付先へ送付しますので、変更があった場合は、会員専用ページ「MyWeb」で変更してください。

5. **認定審査料20,000円（内税）**は、施設名及び診療科名で下記口座へお振込みください。その際、できましたら施設名の後ろに「准研修施設審査料」と入力してください。また、お振込み後、ATMの場合は「振込明細書」のコピーを、インターネットバンキングの場合は「振込画面のハードコピー」を申請書に添付してください。

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0171269 公益社団法人日本口腔外科学会専門医

インターネットバンキングでの振込先口座名義「コウシャ）ニホンコウクウゲカガツカイセンモンイ」

※郵便局での振込の場合は、「郵便振替払込取扱票（青色）」に所要事項を記載し、下記口座にお振込みください。なお、通信欄には「准研修施設審査料」と記載してください。お振込み後右端の「郵便振替払込請求書兼受領書」のコピーを添付してください

郵便振替 00190-9-171269 加入者名 公益社団法人日本口腔外科学会専門医

◇ **お問合せ**は電子メール（accredit@jsoms.or.jp）でお願いします。

◇ **申請書のうち、病院等の「概要」（パンフレットなど）のみ郵送してください（作成していない場合は送付の必要はありません）。**

〒108-0014東京都港区芝5-27-1 三田SSビル 3F

（公社）日本口腔外科学会 研修施設資格認定審査会

◇ **申請受付期間：2026年4月1日～4月30日**

◇ **審査から認定までの日程**は、2026年4月上旬に学会HPの「専門医制度について」に掲載します。

認定日は2026年10月1日になります。

以 上

第9章 補 則

第46条 この細則は、2005年10月24日から施行する。

第47条 認定審査料、登録料、更新審査料等の金額は、別に定める。

第48条 この細則の改正は、理事会、総会の議を経て日本歯科専門医機構の承認を得なければならない。

別表1 申請のための研修単位基準

(1) 学会出席【学会参加証を必要とする】	
本学会学術大会（総会）	20 単位
本学会支部学術集会	10 単位
若手口腔外科医交流会	10 単位
関連学会学術大会（総会）	10 単位
関連学会学術大会（地方会）	5 単位
日本歯科医学会総会あるいは日本医学会総会	5 単位
国際口腔顎顔面外科学会（総会）	15 単位
アジア口腔顎顔面外科学会（総会）	15 単位
大韓口腔顎顔面外科学会（総会）	15 単位
台湾口腔顎顔面外科学会（総会）	15 単位
アメリカ口腔顎顔面外科学会（総会）	10 単位
ヨーロッパ頭蓋顎顔面外科学会（総会）	10 単位
ドイツ口腔顎顔面外科学会（総会）	10 単位
各大学主催の学内学術集会	5 単位
(2) 学会発表【上記（1）に定める学会に限る】	
筆頭発表者	10 単位
共同発表者	5 単位

別表2 資格更新のための研修単位基準

(1) 学会出席【学会参加証を必要とする】	
本学会学術大会（総会）	20 単位
本学会支部学術集会	10 単位
若手口腔外科医交流会	10 単位
関連学会学術大会（総会）	5 単位
関連学会学術大会（地方会）	3 単位
日本歯科医学会総会あるいは日本医学会総会	3 単位
国際口腔顎顔面外科学会（総会）	15 単位
アジア口腔顎顔面外科学会（総会）	15 単位
大韓口腔顎顔面外科学会（総会）	15 単位
台湾口腔顎顔面外科学会（総会）	15 単位
アメリカ口腔顎顔面外科学会（総会）	10 単位
ヨーロッパ頭蓋顎顔面外科学会（総会）	10 単位
ドイツ口腔顎顔面外科学会（総会）	10 単位
(2) 学会発表	
【上記（1）に定める学会および各大学主催の学内学術集会（口腔外科学関係）】	
筆頭発表者	10 単位
共同発表者	5 単位
(3) 論文	
和文論文 本学会誌 原著・総説論文	筆頭著者 20 単位
	共著者 10 単位
その他の論文	筆頭著者 10 単位
	共著者 5 単位
その他の指定雑誌	
原著・総説論文	筆頭著者 10 単位
	共著者 5 単位

	その他の論文	筆頭著者	5 単位
		共著者	3 単位
英文論文	IAOMS 及びアジア AOMS の雑誌		
	原著・総説論文	筆頭著者	20 単位
		共著者	10 単位
	その他の論文	筆頭著者	10 単位
		共著者	5 単位
	その他の指定雑誌		
	原著・総説論文	筆頭著者	15 単位
		共著者	8 単位
	その他の論文	筆頭著者	8 単位
		共著者	3 単位
(4)	国際口腔顎顔面外科専門医認定機構 (IBCSOMS) の認定する以下の資格の取得		
	国際口腔顎顔面外科専門医 (FIBCSOMS)		30 単位
	CAQ in Head and Neck Oncology and Reconstructive Surgery		20 単位
	CAQ in Head and Neck Oncology		20 単位
	(それぞれ取得後直近の更新 1 回に限る)		
(5)	本学会又は関連学会が主催する教育研修会などへの参加【修了証を必要とする】		
	教育研修会		15 単位
	キャダバーワークショップ		10 単位
	歯科臨床医リフレッシュセミナー		5 単位
	ハンズオンコース		5 単位
	ミニレクチャー		5 単位
	ビデオレクチャー		5 単位
	(以上 本学会主催)		
	日本口腔科学会 教育研修会		5 単位
	日本歯科放射線学会 実技研修会		5 単位
	日本頭頸部癌学会 教育セミナー		5 単位
	日本顎顔面インプラント学会 教育研修会		5 単位
	日本口腔腫瘍学会 教育研修会		5 単位
	日本口腔顎顔面外傷学会 教育研修会		5 単位
	口腔顔面神経機能学会 アドバンスセミナー		5 単位
(6)	診療実績 (別に定める実績報告書の提出が必要)		10 単位
(7)	地域貢献 (別に定める実績報告書の提出が必要)		10 単位

別表 3 指定する関連学会

1. 日本口腔科学会	13. 日本歯科薬物療法学会	25. 日本レーザー歯学会
2. 日本口腔診断学会	14. 日本歯科麻酔学会	26. 日本睡眠学会
3. 日本癌学会	15. 日本顎顔面補綴学会	27. 日本口腔感染症学会
4. 日本癌治療学会	16. 日本歯科放射線学会	28. 日本骨代謝学会
5. 日本頭頸部癌学会	17. 日本歯科医学会	29. 日本再生医療学会
6. 日本口腔腫瘍学会	18. 日本医学会	30. 国際口腔顎顔面外科学会及びその関連学会 ^{注)}
7. 日本形成外科学会	19. 日本口腔内科学会	31. 各大学主催の学内学術集会
8. 日本口蓋裂学会	20. 日本有病者歯科医療学会	32. 国際歯科医療安全機構
9. 日本顎変形症学会	21. 日本歯科心身医学会	33. <u>口腔顔面神経機能学会</u>
10. 日本顎関節学会	22. 日本臨床口腔病理学会	
11. 日本小児口腔外科学会	23. 日本顎顔面インプラント学会	
12. 日本化学療法学会	24. 日本口腔顎顔面外傷学会	

注：国際口腔顎顔面外科学会の関連学会〔アジア口腔顎顔面外科学会，アメリカ口腔顎顔面外科学会，ヨーロッパ頭蓋顎顔面外科学会，大韓口腔顎顔面外科学会〕

別表4 指定する論文掲載雑誌

国内雑誌	外国雑誌
<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本口腔外科学会雑誌 2. 日本口腔科学会雑誌 3. 日本口腔診断学会雑誌 4. Cancer Science 5. International Journal of Clinical Oncology 6. 頭頸部癌 7. 日本口腔腫瘍学会誌 8. 日本形成外科学会誌 9. 日本口蓋裂学会雑誌 10. 日本顎変形症学会雑誌 11. 日本顎関節学会雑誌 12. 日本小児口腔外科学会雑誌 13. 日本化学療法学会雑誌 14. 日本歯科薬物療法学会雑誌 15. 日本歯科麻酔学会雑誌 16. 日本顎顔面補綴学会雑誌 17. 日本口腔内科学会雑誌 18. 有病者歯科医療 19. 日本歯科心身医学会雑誌 20. Hospital Dentistry & Oral-Maxillofacial Surgery 21. 歯科放射線 22. Oral Medicine & Pathology 23. 日本顎顔面インプラント学会雑誌 24. 口腔顎顔面外傷 25. Oral Radiology 26. Oral Science International 27. 日本レーザー歯学会誌 28. 日本口腔感染症学会雑誌 29. 再生医療 30. 各大学学内誌（口腔外科学，特に臨床面に関連する論文・要別刷） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. International Journal of Oral and Maxillofacial Surgery 2. Journal of Oral and Maxillofacial Surgery (AAOMS) 3. British Journal of Oral and Maxillofacial Surgery 4. Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathology (旧 Asian Journal of Oral and Maxillofacial Surgery) 5. Oral Surgery, Oral Medicine, Oral Pathology, and Oral Radiology 6. Journal of Cranio-Maxillofacial Surgery 7. 大韓口腔顎顔面外科学会雑誌 8. Oral Oncology 9. The Cleft Palate-Craniofacial Journal 10. Oral Diseases 11. Journal of Oral Pathology & Medicine 12. Head & Neck 13. DentoMaxilloFacial Radiology 14. Journal of Bone and Mineral Metabolism 15. Oral and Maxillofacial Surgery

注：学術論文は，上記に限定されるものでなく，広く口腔外科学関係雑誌掲載論文を認める。ただし，その際は別刷の添付を必要とし，その内容が審査される。

別表5 手術難易度区分表

分野記号	分野	レベルⅠ（基本）	レベルⅡ（中難度）	レベルⅢ（高難度）	レベルⅣ（超高難度）
A-1	歯・歯槽外科手術	下顎水平埋伏智歯抜歯術 根肥大・癒着歯抜歯術 歯肉剥離搔爬術 歯周組織再生誘導術 歯根端切除術 歯の再植術・自家移植術 萌出困難歯開窓術	下顎完全埋伏智歯抜歯術（口内法） 完全埋伏歯抜歯術（含過剰歯） 口底迷入歯除去術	埋伏歯摘出術（口外法）	
A-2	補綴前外科手術／顎堤形成手術／骨移植手術	口腔前庭拡張術 顎堤形成術（1/2顎未満） 小帯形成術（頬・口唇・舌） 浮動歯肉切除術 下顎隆起・口蓋隆起形成術 上顎結節形成術	皮膚・粘膜移植を伴う口腔前庭拡張術 顎堤形成術（1/2顎以上） 自家骨移植術（口腔内採取） オトガイ神経移動術 顎骨切断端形成術（顎補綴）	自家骨移植術（口腔外採取）	
A-3	口腔インプラント関連手術	インプラント埋入術（2/3顎未満） 上顎洞底挙上術 歯科用インプラント除去術	インプラント埋入術（2/3顎以上） 広範囲顎骨支持型インプラント埋入手術（2/3顎未満） 歯槽骨造成術（GBR法、チタンメッシュ法など） 歯槽骨延長術	広範囲顎骨支持型インプラント埋入手術（2/3顎以上） 顎顔面補綴インプラント埋入術 神経移動術を伴うインプラント埋入術	
B-1	消炎手術	口腔内膿瘍切開術 顎骨骨髓炎消炎手術（1/3顎未満） 腐骨除去術（1/3顎未満） 外歯瘻手術	口腔外膿瘍切開術（顔面・側頭部・オトガイ下隙・顎下隙など） 顎骨骨髓炎消炎手術（1/3顎以上） 腐骨除去術（1/3顎以上）	浅頸部膿瘍切開術 顎骨骨髓炎消炎手術（全顎）	深頸部膿瘍切開術
B-2	良性腫瘍・嚢胞・腫瘤形成性疾患等の手術	歯根嚢胞摘出術（3 cm未満） 顎骨腫瘍・嚢胞摘出術（3 cm未満） 顎骨嚢胞開窓術 歯肉・歯槽部腫瘍摘出術 口蓋腫瘍摘出術（粘膜限局） 舌・口唇腫瘍摘出術 頬粘膜・頬部腫瘍摘出術	歯根嚢胞摘出術（3 cm以上） 顎骨腫瘍・嚢胞摘出術（3 cm以上、又は下顎管・鼻腔・上顎洞に及ぶ） 上顎部分切除術 下顎辺縁切除術 口蓋腫瘍摘出術（骨に及ぶ） 口底腫瘍摘出術 過長茎状突起切除術 筋突起切除術（筋突起過長症）	経皮的腫瘍切除・摘出術 経皮的顎骨腫瘍切除・摘出術 下顎区域切除術	下顎半側切除術
B-3	唾液腺関連手術	唾石摘出術（唾液腺管前方2/3） 小唾液腺良性腫瘍摘出術（3 cm未満） ラムーラ切開・開窓術 舌・口唇・頬部粘液嚢胞摘出術 唾液腺膿瘍切開術	唾石摘出術（唾液腺管後方1/3） 小唾液腺良性腫瘍摘出術（3 cm以上） 口蓋多形腺腫摘出術 ラムーラ摘出術 舌下腺摘出術 唾液腺管移動・形成術	唾石摘出術（口外法） 小唾液腺悪性腫瘍手術 大唾液腺良性腫瘍手術 顎下腺摘出術	大唾液腺悪性腫瘍手術
B-4	上顎洞関連手術	口腔上顎洞瘻閉鎖術（簡単） 上顎洞異物除去術（抜歯窩から） 上顎洞開窓術 上顎洞迷入歯除去術（抜歯窩から）	口腔上顎洞瘻閉鎖術（困難） 上顎洞異物除去術（犬歯窩から） 術後性上顎嚢胞摘出術 上顎洞迷入歯除去術（犬歯窩から）		

分野記号	分野	レベルⅠ（基本）	レベルⅡ（中難度）	レベルⅢ（高難度）	レベルⅣ（超高難度）
C-1	顎顔面外傷手術／異物除去手術	創傷処理（5 cm未満） 歯槽骨骨折観血的整復術 顎骨骨折非観血的整復術 口腔内軟組織異物除去術（困難） 顎骨内異物・挿入物除去術（簡単） 顎骨内金属線・スクリュー除去術 顎骨骨体固定用プレート除去術（簡単）	創傷処理（5 cm以上） 上顎骨骨折手術 下顎骨骨折手術 頬骨・頬骨弓骨折手術 口腔内軟組織異物除去術（著しく困難） 顎骨内異物・挿入物除去術（困難） 顎骨骨体固定用プレート除去術（困難）	上顎骨骨折手術(Le FortⅡ・Ⅲ型) 関節突起骨折手術 陳旧性顎顔面骨骨折手術 下顎骨離断術（異常癒着） 顎顔面多発骨折手術 顎骨再建用人工材料除去術 内視鏡下整復固定術	顎顔面多発骨折手術（著しく困難）
C-2	顎変形症関連手術／顎顔面骨延長術	歯槽部骨皮質切離術 インプラントアンカー埋入術 顎骨内金属線・スクリュー除去術 顎骨骨体固定用プレート除去術（簡単）	上顎骨歯槽部骨切り術 下顎骨歯槽部骨切り術 上顎急速側方拡大手術 オトガイ形成術 舌形成術（巨舌症） 顎骨骨体固定用プレート除去術（困難）	Le FortⅠ型骨切り術 下顎枝垂直骨切り術 下顎枝矢状分割術 下顎骨形成移動術(先天異常) 下顎角形成術 上顎骨延長術（Le FortⅠ型） 下顎骨延長術	Le FortⅠ型骨切り術（口唇裂・口蓋裂） Le FortⅡ・Ⅲ型骨切り術 上顎骨形成移動術（先天異常） 上顎骨延長術（Le FortⅡ・Ⅲ型）
C-3	顎関節手術および関連処置	顎関節脱臼非観血的整復術 顎関節パンピングマニピュレーション 顎関節腔内穿刺・洗浄	顎関節鏡視下授動術 顎関節鏡視下円板整位術 筋突起切除術（咀嚼筋腱・腱膜過形成症）	顎関節脱臼観血的手術 顎関節開放授動術 顎関節円板切除（整位）術	顎関節形成術 顎関節腫瘍切除術 顎関節強直症手術
D-1	癌／前癌病変関連手術および処置（唾液腺悪性腫瘍は別掲）	前癌病変（白板症・紅板症）切除術 リンパ節摘出術 試験的上顎洞開窓術 気管切開孔閉鎖術 中心静脈栄養カテーテル挿入	舌部分切除術 舌可動部半側切除術 上顎部分切除術（眼窩底を含まない） 下顎辺縁切除術（1/3顎未満） 頬粘膜・口底・口唇部分切除術 口蓋切除術（単純） 抗癌剤動脈内持続注入用埋込型カテーテル設置	舌半側切除術(可動部を超える) 上顎部分切除術(眼窩底を含む) 下顎辺縁切除術（1/3顎以上） 下顎区域切除術 頬粘膜・口唇切除術（広汎） 口蓋切除術（広汎） 選択的頸部郭清術	舌(亜)全摘術 上顎全摘出術 下顎半側切除術 頬粘膜癌合併切除術 口底癌合併切除術 郭清を伴う口腔癌切除術 根治的頸部郭清術 頸部郭清術(両側)
D-2	再建外科手術	植皮片採取術(全層・分層) 遊離粘膜移植術(舌・口唇・頬・口蓋粘膜による) 自家骨採取術(口腔内) 脂肪移植術 舌繫帯痕性短縮矯正術	局所弁移植術(口唇弁、舌弁、頬粘膜弁、口蓋粘膜弁などによる) 遊離植皮術(100 cm ² 未満) 自家骨(軟骨)採取術(口腔外) 自家骨移植術(口腔内採取) 神経採取術	有茎(骨・筋)皮弁挙上術 有茎皮弁移植術 血管柄付遊離(骨・筋)皮弁採取術 遊離植皮術(100 cm ² 以上) 自家骨(軟骨)移植術(口腔外採取) 人工材料を用いた顎骨再建術 神経縫合術・移植術 瘢痕拘縮形成術	有茎(骨・筋)皮弁移植術 血管柄付遊離(骨・筋)皮弁移植術 骨移植を伴う顎骨の二次再建術
D-3	口唇裂・口蓋裂関連手術	口腔前庭形成術 自家骨採取術(口腔内)	口唇二次修正術(単純) 顎裂部骨移植術(鼻腔底形成を伴わない) 自家骨(軟骨)採取術(口腔外) 鼻口腔瘻閉鎖術(単純)	片側性口唇形成術 口唇外鼻二次修正術(複雑) 唇弁反転術 口蓋形成術(粘膜下口蓋裂、片側性唇裂口蓋裂) 口蓋裂二次手術(咽頭弁移植術など) 顎裂部骨移植術(鼻腔底形成を伴う) 鼻口腔瘻閉鎖術(複雑)	両側性口唇形成術 口唇外鼻二次修正術(鼻軟骨再建・骨移植を伴う) 口蓋形成術(両側性唇裂口蓋裂) 顎間骨整位術(中間顎骨切り術)

(注) B-4: 口腔上顎洞瘻閉鎖術の「簡単」は頬側歯肉弁による閉鎖、「困難」は口蓋弁、頬脂肪体や舌弁など弁を使用した閉鎖

(注) C-1: 口腔内軟組織異物除去の「困難」は除去にあたって組織の剥離を必要とするもの、「著しく困難」は異物の位置が確定できず、かつ深部に存在するため大きく深い切開・剥離等を必要とするもの。

(注) C-1, 2 : 顎骨骨体固定用プレート除去術の「簡単」は、口内法による顎骨骨折手術・顎変形症手術に用いた「ミニプレート等」の除去を示す。

(注) D-1 : 「単純」は、一次縫縮または人工皮膚を貼付する症例。「広汎」は、植皮または局所皮弁以上での再建を伴う症例。